

住民投票制度（概要）

区政の重要事項について、広く区民の意見を直接聴く必要があるときに、区議会の議決を経て実施することができます。住民投票は 18 歳以上の区民(永住外国人を含む)の 50 分の 1 以上の署名で請求できます。

※18 歳以上の区民(永住外国人を含む)の 50 分の 1 の数は、約 9 千人です（正式な数は、請求申請があった時点で算定し告示します）。

1 請求資格のある方

○次のいずれかに該当する方で、請求資格者名簿に登録された方です。

- ・年齢満 18 歳以上の日本国籍を有する方で、引き続き 3 ヶ月以上杉並区に住所を有する方
- ・年齢満 18 歳以上の永住外国人の方で、引き続き 3 ヶ月以上杉並区に住所を有する方

○「永住外国人」とは、次のいずれかに該当する方です。

- ・出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 の上欄の永住者の在留資格をもって在留する方
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者の方

2 請求資格者名簿の登録

○請求代表者証明書の交付申請（住民投票の請求を行うための最初の手続き）のあった日現在により名簿に登録します。

○請求資格者名簿には、請求資格者の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載をします。

3 請求に必要な署名数の告示・公表

○前記 2 の請求資格者名簿に登録したときは総数の 50 分の 1 の数を告示します。

○毎年 5 月 1 日現在の請求資格者総数の 50 分の 1 の数を公表します。

4 請求の手続き

○請求するために署名の収集を始めるには、申請が必要となりますので、下記までお問い合わせ願います。

○請求手続の主な流れ（参考）

◆住民投票の請求をしようとする方は、その請求の要旨等を記載した住民投票請求書を添え、区長に対し、請求代表者証明書の交付を申請します。



◆申請があったときは、区長は、請求資格者名簿に登録されている方であるかを確認し、請求代表者証明書を交付するとともに告示します。



◆請求代表者は、署名簿に住民投票請求書（写し可）及び請求代表者証明書（写し可）を付して、署名を求めます。



◆請求代表者は、請求資格者に委任し、署名を求められます。この場合、受任者の氏名等を区長に届け出ます。



◆署名を求められることができる期間は、請求代表者証明書交付の告示をした日から1ヵ月以内です。



◆請求代表者は、署名収集期間の満了の日から5日以内に署名簿を区長に提出し、署名した方が請求資格者名簿の登録者であることの証明を求めます。区長は20日以内に審査を行い、署名簿を縦覧し、請求代表者に署名簿を返付します。



◆請求代表者は、署名簿の返付を受けてから5日以内に、区長に対し、住民投票を請求します。



◆区長は、20日以内に区議会を招集し、意見を付けて区議会に付議します。

6 お問い合わせ先

○住民投票制度について……総務課へ